

代理申請・代理受給に必要な添付書類等について

■代理申請(受給)ができる方

臨時特別給付金について、代理申請(受給)ができる方は、以下に掲げる方のみとなります。

- ① 基準日(※)時点で受給権者が属する世帯の世帯構成者
 - ※ 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯 ⇒ 令和3年12月10日
 - 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 ⇒ 令和4年6月1日
 - 令和4年1月以降の家計急変世帯 ⇒ 申請日
- ② 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人)
- ③ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で、明石市長が特に認める者

■代理申請(受給)に必要な書類

1 共通

申請者 (給付金の振込先口座)		代理人申請 (世帯主の口座)	代理人申請 (代理人の口座)	世帯主申請 (代理人の口座)
本人確認書類	世帯主分	●	●	●
	代理人分	●	●	●
口座確認書類	世帯主名義分	●		
	代理人名義分		●	●
代理関係の確認		裏面代理申請欄 追加書類は下表①のみ	裏面代理申請欄 追加書類は下表①+②	裏面代理申請欄 追加書類は下表②のみ

2 追加書類一覧

以下に掲げる代理人が代理申請・代理受給する場合は、

1 共通に記載の書類のほか、下表の必要書類を追加してください。

※代理受給理由は、市HPよりダウンロードのうえ、記入してください。

代理人	追加書類	
	① 代理申請	② 代理受給
世帯主と同一世帯の構成員	1 共通のほか追加書類はありません。	不要
同居の親族(別世帯)	1 共通のほか追加書類はありません。	代理受給理由書
同居していない親族(別世帯)		
法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人)	【申請・受給対象者が成年後見人】 ●成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し 【申請・受給対象者が被保佐人又は被補助人】 ●成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し ●公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録の写し	不要
福祉施設の職員(老人福祉施設、児童福祉施設及び障がい者施設)	●代理人となる施設職員の職員証	代理受給理由書
里親	●措置決定通知書の写し	代理受給理由書
弁護士(留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者)	●弁護士であることが確認できるもの ●受給権者と交わした契約書等	代理受給理由書
上記以外の方	必要書類について、別途お問い合わせください。	

★代理申請(受給)の場合、市の担当者が電話又は訪問により、当該世帯主と代理人との関係性について確認することがあります。